

令和 7 年度和白海域及び能古海域アオサ回収業務委託 公募説明書

1 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

令和 7 年度和白海域及び能古海域アオサ回収業務委託

(2) 請負契約等の内容

- ①アオサ回収作業 海域に堆積及び浮遊するアオサを水生植物除去作業船で回収する。
- ②アオサ海上運搬作業 回収したアオサを指定区域まで海上運搬する。
- ③アオサ陸揚作業 運搬したアオサを陸揚げする。
- ④アオサ水切り作業 陸揚げしたアオサを水切りする。
- ⑤アオサ陸上運搬作業 水切りしたアオサを処分先まで陸上運搬する。

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和 7 年 12 月 19 日まで

2 請負契約等の内容に関する説明（仕様等）

別紙のとおり

3 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和 7 年 4 月 4 日～令和 7 年 4 月 18 日までの 10 時から 17 時まで（閉庁日を除く。）

(2) 提出場所

港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課

所在地 福岡市博多区沖浜町 1 2 番 1 号 博多港センタービル 8 階

電話 092-282-7154

担当 松本、古賀

(3) 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参もしくは配達記録が残る方法で郵送すること。

#### 4 公募内容に関する質問の受付期間、受付場所、および回答期限

##### (1) 受付期間

令和7年4月4日～令和7年4月17日までの10時から17時まで（閉庁日を除く。）

##### (2) 受付場所

参加意思確認書の提出場所に同じ。

##### (3) 回答期限

受付担当課から回答する。

#### 5 参加意思確認書記載上の留意事項

次の公募要件を満たすことを確認できる書類を添付すること。

(1) 公募日現在において福岡市内に本店又は支店・営業所を有していること。

(2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 水生植物除去の専用船を保有すること。

#### 6 その他の留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

(2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する。

(3) 公募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けたものは、公募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

# 一 般 仕 様 書

## 1. 一般

- (1) 本委託業務は、仕様書、特記仕様書及び委託設計書（以下「設計図書」という。）に基づき、優秀な技術をもって完成させなければならない。
- (2) 本委託業務に関し、疑義のある点については、入札前、本市職員が明確な判断を下した後、入札しなければならない。

## 2. 契約

本委託業務の契約事項については、福岡市契約事務規則による。

## 3. 諸届及び諸手続提出

受託者は、次の書類を提出しなければならない。

- ・ 着手届
- ・ 業務責任者通知書
- ・ 作業完了報告書
- ・ 完了届

## 4. 責任

受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、作業の安全を確保するとともに、その作業における責任を負わなければならない。

## 5. 秘密の厳守

本委託業務の遂行及び完了後の結果により、知り得た情報については、本市港湾空港局の許可なくして他に用いることは出来ない。

## 6. 検収

当該作業は、設計図書に記載されているとおり、確実に履行されたことの確認をもって検収とする。

## 7. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本市職員と協議の上、決定するものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 委託名称

令和7年度和白海域及び能古海域アオサ回収業務委託

## 2. 履行期間

契約締結の日から令和7年12月19日までとする。

## 3. 履行場所

福岡市東区和白4丁目地先及び西区能古地先 外

## 4. 委託概要

本委託業務は、和白海域及び能古海域に堆積及び浮遊するアオサを回収し、処分先へ運搬するものである。

## 5. アオサ回収作業区域

回収作業の区域は、別紙1に示すとおり「和白」「奈多」「雁の巣」地区及び「能古島南岸」地区の前面海域とする。

## 6. 作業時間帯

全ての作業時間帯は、日出から日没までの間に設定すること。

## 7. 作業内容

- (1) アオサ回収作業 海域に堆積及び浮遊するアオサを水生植物除去作業船で回収する。
- (2) アオサ海上運搬作業 回収したアオサを指定区域まで海上運搬する。
- (3) アオサ陸揚作業 運搬したアオサを陸揚げする。
- (4) アオサ水切り作業 陸揚げしたアオサを水切りする。
- (5) アオサ陸上運搬作業 水切りしたアオサを処分先まで陸上運搬する。

## 8. 回収方法

アオサを効率よく回収でき、自然環境への影響も抑えることができる水生植物除去の専用船による回収を行うこと。

## 9. 業務の実施

- (1) 受注者は、作業の実施に先立ち、使用する機械、船舶等について、本市職員の承認を得ること。

(2) 作業の指示

受注者は、本市職員が指示する作業指示書に基づき、作業を実施すること。

(3) 業務管理写真

受注者は、設計図書の作業項目に従い、作業状況や機械器具等の写真を撮影すること。

(4) 作業完了報告

受注者は、作業指示書に基づく作業が完了したときは、速やかに業務管理写真を付した作業完了報告書を提出すること。

10. 予定数量

本委託業務における各項目の予定作業数量は委託設計書に示すが、アオサの発生状況等により予定数量の変更を行うことがある。

11. 一般廃棄物処理量の確認

- ・一般廃棄物の処理を証する伝票には、委託件名を記載すること。
- ・報告書に、伝票の原本ではなく「写し」を添付する場合は、監督員が原本を確認し、サイン（又は押印）して返却後、その写しを監督課に提出すること。

12. 一般廃棄物の運搬

- ・廃棄物は、受注者自らが運搬すること、又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託すること。
- ・廃棄物の処理に関する再々委託は禁止する。
- ・処分重量を伝票で確認するため、廃棄物運搬の際は他委託等の廃棄物との混載は禁止する。

13. 再委託の制限

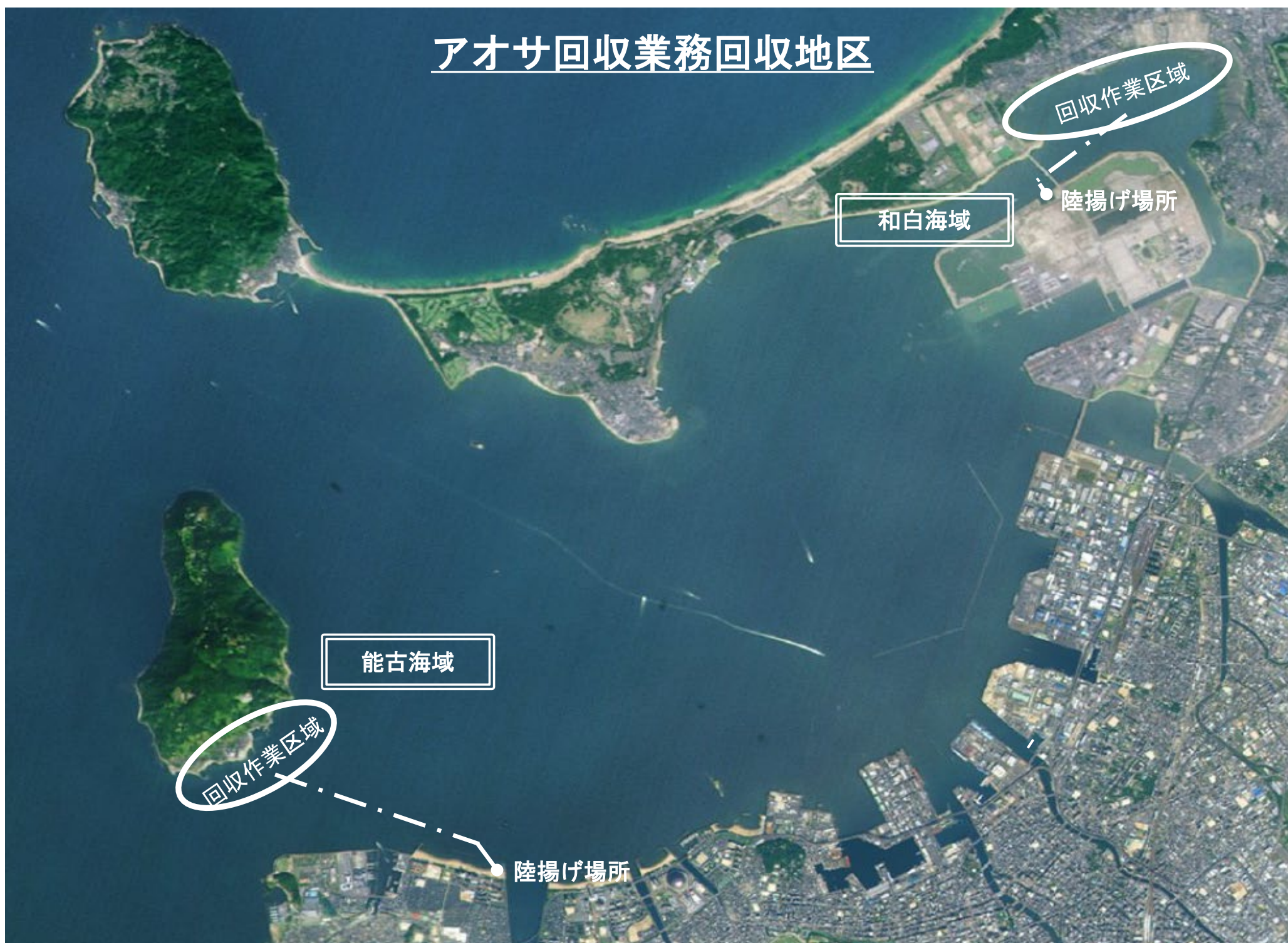
- ・受注者は業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。やむを得ず業務の一部を再委託する場合は以下のとおり、適正な手続きを行うこと。
- ・受注者は、再委託、再々委託を行う場合は、発注者に書面で承諾を得なければならない。
- ・再委託先からさらに再々委託を行う場合は、あらかじめ本市の承諾が必要なことを再委託先に周知すること。

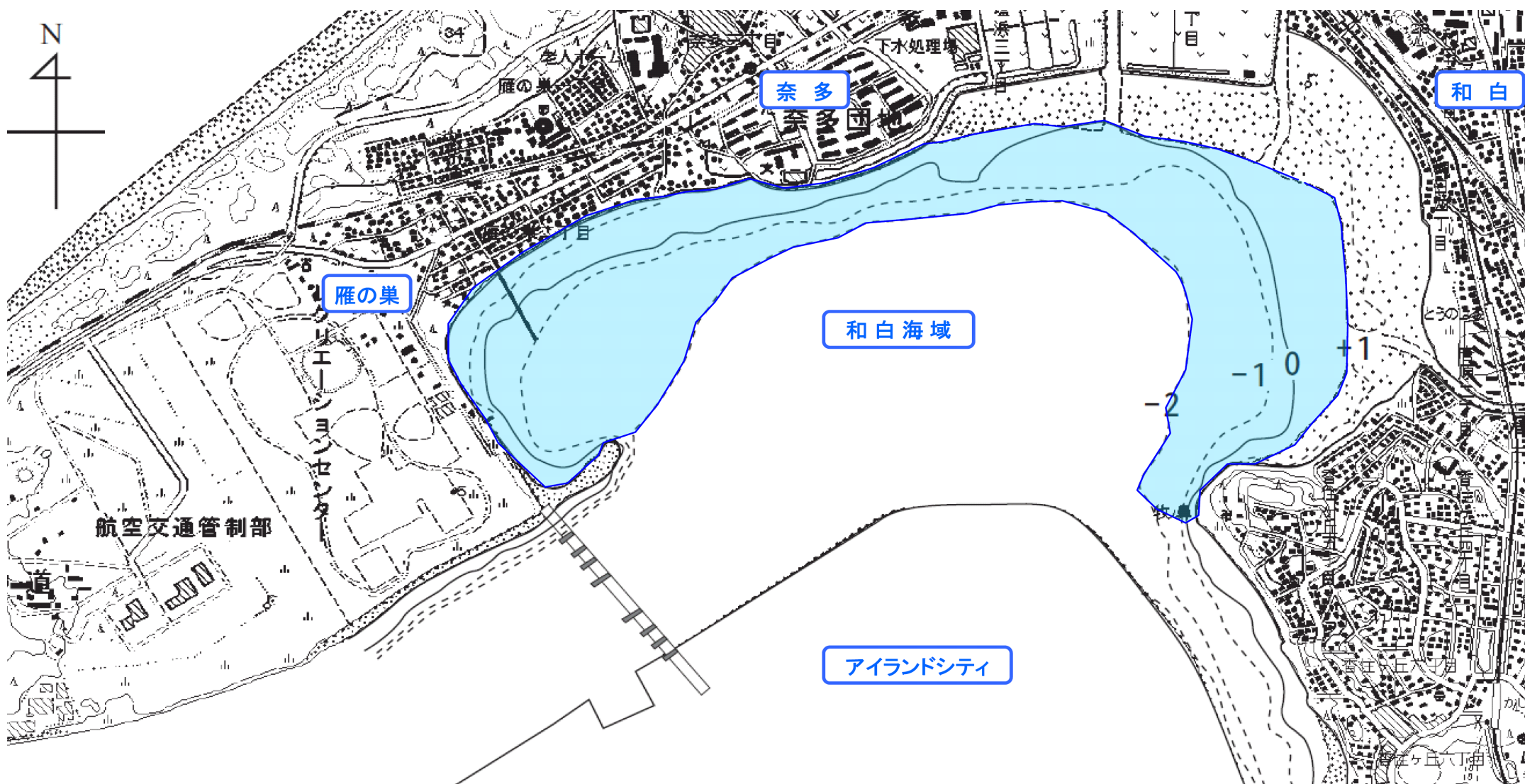
14. その他

(1) 緊急時の連絡体制

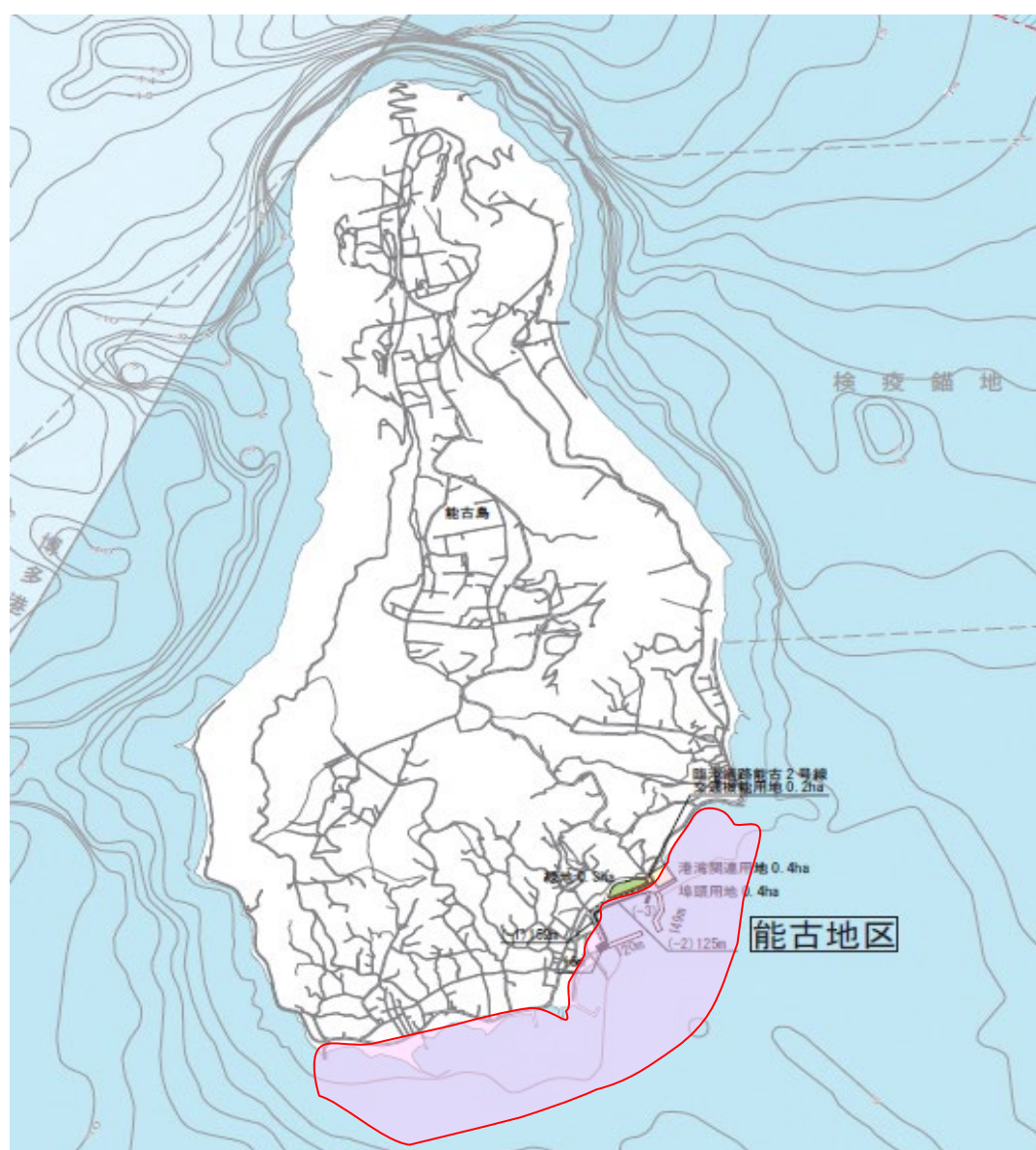
受注者は、業務上の緊急時の連絡体制を確立し、書面にて届け出るものとする。

## アオサ回収業務回収地区





アオサ回収作業区域図(和白海域詳細)



アオサ回収作業区域図(能古海域詳細)